

宝塚 Legal F NEWS vol.33

令和5年(2023年)9月

弁護士法人福間法律事務所

代表弁護士 福間 則博、弁護士 尾崎 悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士 福間 則博



Legal F: Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

「法律行為」について

- 1 今回は、これまでと趣向を変え、民法の基礎概念である「法律行為」について説明してみたいと思います。
- 2 民法は、財産と家族に関する法律であり、1898(明治31)年に施行され、家族に関する部分は、戦後、日本国憲法の制定に伴い、大幅な改正がなされましたが、財産に関する部分は、時代の要請に応じて多くの改正がなされながらも、基本的な構造・枠組みを変えることなく、現在に至っております。激変していく時代の流れの中で、なおその基本的な形をとどめており、民法典の構成の緻密さと堅牢さには驚くばかりです。民法は、「物権」、「債権」、「法律行為」といった基本的な概念を基礎として構成されています。ごく簡単に言うと、「物権」とは「物」に対する権利であり、「債権」とは「人」に対する権利であり、「法律行為」はこれらの権利を人の意思によって変動させる原因となるものと言って良いでしょう。
- 3 法律行為の具体例としては、契約、遺言、債権放棄、契約の解除等ですが、いずれも当事者の意思に従ってその法律効果が発生するものです。すなわち、契約においては、2当事者間の意思が合致することによって「契約」が成立し、当該当事者はその合致した意思によって拘束され、契約上の権利を取得し又は義務を負担します。遺言は、死後の財産処分を生前に定めておくものですが、遺言者の死亡によってその財産は遺言者の意思に従って処分されます。債権放棄や契約解除も、そ

の意思が表示されると債権や契約関係が消滅してしまいます。

- 4 民法は、このように人の意思によって権利が変動するものを「法律行為」としてくりだし、これについての一般的な定めをおいています。これは数学上の因数分解の手法であり、「物権」は物に対する様々な権利の共通項をくりだしてそこに一般的な定めをおき、又、「債権」は人に対する様々な権利の共通項をくりだしてそこに一般的な定めをおいております。このような構成はパンデクテン方式と呼ばれるものですが、民法は基本的な概念を基礎とする壮大な論理体系をなしており、民法を勉強する度に巨大建築物を見る思いがします。
- 5 さて、民法は、近代の個人意思の尊重をベースとしており、それ自体、明治維新以前の封建体制を打破した後の近代国家を前提とするものです。従って、その財産に関する法制は、近代市民法というべきものであり、私的自治の原則、すなわち、個人の法律関係は個人の自由な意思によって形成されなければならないという建前に立脚しています。法律行為を厳密に定義すれば、「当事者が一定の法律効果の発生を欲したことに基づいてその法律効果の発生が認められる法律要件」ということになりますが、その定義こそは、望むところの法律効果をその通り認める私的自治の原則を法律的に、つまり、法律要件と法律効果の形で表現したものでしょう。

以上